

町田市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例等の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第22条を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第22条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの

ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法

人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

（2）法第314条の7第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対する当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第25条第1項中「第22条」を「第22条第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項におい

て同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項」に改め、同条中第9項を第10項とし、同条第8項中「市町村内」を「市内」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第11条第1項第1号の者は、第22条第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第27条第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第41条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第49条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第53条第1項、第63条第1項及び第74条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第86条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第86条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第84条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第96条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第102条の2を第102条の3とし、第102条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第102条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第115条第1項中「その者を3万円」を「その者に対し、10万円」に、「に処する」を「を科する」に改める。

第127条第1項中「なく」を「なくて」に、「場合には、その者を3万円」を「場合においては、その者に対し、10万円」に、「に処する」を「を科する」に改める。

第131条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第5条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第6条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当

該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第16条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第8条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第14条の3第3項第2号中「、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4」を「及び附則第5条の3の2第1項」に、「、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第22条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第14条の4第3項第2号中「、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4」を「及び附則第5条の3の2第1項」に、「、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する土地等

に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第２２条第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第５条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１４条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第１５条第３項第２号中「、附則第５条の３の２第１項及び附則第５条の４」を「及び附則第５条の３の２第１項」に、「、第２２条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１５条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第２２条第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第５条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１５条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第１６条第５項第２号中「、附則第５条の３の２第１項及び附則第５条の４」を「及び附則第５条の３の２第１項」に、「、第２２条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１６条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第２２条第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第５条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第１６条の２第２項第２号中「、附則第５条の３の２第１項及び附則第５条の４」を「及び附則第５条の３の２第１項」に、「、第２２条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１６条の２第１項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第２２条第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第５条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第１６条の３の２第２項第２号中「、附則第５条の３の２第１項及び附則第５条の４」を「及び附則第５条の３の２第１項」に、「、第２２条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１６条の３の２第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第２２条第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第５条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の

額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とを削る。

附則第16条の3の4第2項第2号中「、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4」を「及び附則第5条の3の2第1項」に、「、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第22条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4」を「及び附則第5条の3の2第1項」に、「、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第22条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第15項中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附則第23条を附則第24条とし、附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定に

より読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(町田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 町田市市税条例の一部を改正する条例（平成20年10月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第4項中「新条例第22条」を「町田市市税条例の一部を改正する条例（平成23年10月町田市条例第 号）による改正後の条例第22条」に、「同条第1項第12号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「同条第1項第1号コ中「特定非営利活動に関する寄附金」に、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業及び」を「特定非営利活動に関する寄附金及び」に改め、「規定する事業」の次に「に関連する寄附金」を加え、同条第8項、第15項及び第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 町田市市税条例の一部を改正する条例（平成22年6月町田市条例第15号）

の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中町田市市税条例第14条第1項の改正規定、同条例第27条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第41条の10第1項、第53条第1項、第63条第1項及び第74条第1項の改正規定、同条例第86条の次に1条を加える改正規定、同条例第96条第1項の改正規定、同条例第102条の2を第102条の3とし、第102条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第115条第1項及び第127条第1項の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中町田市市税条例第25条の改正規定及び同条例第27条第1項の改正規定（「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。）並びに同条例附則第23条を同条例附則第24条とし、同条例附則第22条の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中町田市市税条例附則第6条の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日

(4) 第1条中町田市市税条例附則第8条の2第5項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）第

2 2 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 2 3 年 1 月 1 日以後に支出する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金並びに新条例第 2 2 条第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの間における新条例第 2 2 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号コ中「第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第 4 1 条の 1 8 の 3 に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例第 2 5 条の規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 3 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成 2 4 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間における新条例第 2 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第 6 6 条の 1 1 の 2 第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

5 新条例附則第 6 条の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第 1 条の規定による改正前の町田市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第 6 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成 2 4 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 8 条の 2 第 5 項の規定は、附則第 1 条第 4 号に定める日以後に新築

される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例第131条第2項及び新条例附則第17条第15項の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17条第15項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

（町田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の町田市市税条例の一部を改正する条例（平成20年10月町田市条例第34号）附則第2条第4項中「町田市市税条例の一部を改正する条例（平成23年10月町田市条例第号）による改正後の条例第22条」とあるのは「新条例第22条」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧

条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正後	改正前
(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第 14 条 前条第 2 項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>10 万円以下の過料を科する。</u> 2・3 略 (寄附金税額控除) 第 22 条 <u>所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 19 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u>	(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第 14 条 前条第 2 項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>3 万円以下の過料を科する。</u> 2・3 略 (寄附金税額控除) 第 22 条 <u>所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭(第 3 号から第 12 号までに掲げるものに関しては、規則で定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額)が 5,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 6 に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が 5,000 円を超える場合にあっては、当該 100 分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 19 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u> (1) <u>都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)</u> (2) <u>社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 113 条第 2 項に規定する共同募金会(その</u>

改正後	改正前
(1) <u>次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの</u> ア <u>所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</u> イ <u>所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> ウ <u>所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> エ <u>所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> オ <u>所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)</u>に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) カ <u>所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u>	<u>主たる事務所を都内に有するものに限る。)</u>又は日本赤十字社に対する寄附金(都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの (3) <u>所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</u> (4) <u>所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> (5) <u>所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> (6) <u>所得税法施行令第217条第2号に規定する法人(第2号に掲げるものを除く。)</u>に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) (7) <u>所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)</u>に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) (8) <u>所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u>

改正後	改正前
キ <u>所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> ク <u>所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> ケ <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> コ <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</u>	(9) <u>所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> (10) <u>所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> (11) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> (12) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</u>
(2) <u>法第314条の7第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対する当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</u>	
2 <u>前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</u>	2 <u>前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</u>

改正後	改正前												
	(1) <u>当該納税義務者が第 19 条第 2 項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第 1 号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が 0 以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> <table border="1"> <tr> <td><u>1,950,000 円以下の金額</u></td><td><u>100 分の 85</u></td></tr> <tr> <td><u>1,950,000 円を超え 3,300,000 円以下の金額</u></td><td><u>100 分の 80</u></td></tr> <tr> <td><u>3,300,000 円を超え 6,950,000 円以下の金額</u></td><td><u>100 分の 70</u></td></tr> <tr> <td><u>6,950,000 円を超え 9,000,000 円以下の金額</u></td><td><u>100 分の 67</u></td></tr> <tr> <td><u>9,000,000 円を超え 18,000,000 円以下の金額</u></td><td><u>100 分の 57</u></td></tr> <tr> <td><u>18,000,000 円を超える金額</u></td><td><u>100 分の 50</u></td></tr> </table> (2) <u>当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が 0 を下回るときであつて、当該納税義務者が第 19 条第 2 項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第 2 項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100 分の 90</u> (3) <u>当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額か</u>	<u>1,950,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 85</u>	<u>1,950,000 円を超え 3,300,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 80</u>	<u>3,300,000 円を超え 6,950,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 70</u>	<u>6,950,000 円を超え 9,000,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 67</u>	<u>9,000,000 円を超え 18,000,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 57</u>	<u>18,000,000 円を超える金額</u>	<u>100 分の 50</u>
<u>1,950,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 85</u>												
<u>1,950,000 円を超え 3,300,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 80</u>												
<u>3,300,000 円を超え 6,950,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 70</u>												
<u>6,950,000 円を超え 9,000,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 67</u>												
<u>9,000,000 円を超え 18,000,000 円以下の金額</u>	<u>100 分の 57</u>												
<u>18,000,000 円を超える金額</u>	<u>100 分の 50</u>												

改正後	改正前
(市民税の申告) 第25条 第11条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除	<u>ら当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき、又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合)</u> <u>ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> <u>イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> (市民税の申告) 第25条 第11条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除

改正後	改正前
又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは<u>第 22 条第 1 項(同項第 2 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。))に係る部分を除く。)</u>及び第 2 項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。 2～5 略 6 <u>第 11 条第 1 項第 1 号の者は、第 22 条第 1 項(同項第 2 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。))の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 5 の 3 様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</u> 7 略 8 略 9 新たに第 11 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から 60 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該<u>市内</u>に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。 10 略 (市民税に係る不申告に関する過料)	又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは<u>第 22 条の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))</u>の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。 2～5 略 6 略 7 略 8 新たに第 11 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から 60 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該<u>市町村内</u>に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。 9 略 (市民税に係る不申告に関する過料)

改正後	改正前
第27条 市民税の納税義務者が第25条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2・3 略 (退職所得申告書の不提出に関する過料) 第41条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2・3 略 (固定資産税の課税標準) 第49条 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第62条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第53条 前条第2項の認定を受けていない固	第27条 市民税の納税義務者のうち第25条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2・3 略 (退職所得申告書の不提出に関する過料) 第41条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2・3 略 (固定資産税の課税標準) 第49条 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第62条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第53条 前条第2項の認定を受けていない固

改正後	改正前
定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。	定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。
2・3 略	2・3 略
(固定資産に係る不申告に関する過料)	(固定資産に係る不申告に関する過料)
第63条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第62条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。	第63条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第62条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。
2・3 略	2・3 略
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)	(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)
第74条 軽自動車等の所有者等又は第67条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。	第74条 軽自動車等の所有者等又は第67条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。
2・3 略	2・3 略
(たばこ税に係る不申告に関する過料)	
第86条の2 <u>たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第84条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u>	
2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u>	
3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u>	
(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)	(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

改正後	改正前
第96条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>10万円以下の過料を科する。</u> 2・3 略 (特別土地保有税に係る不申告に関する過料) 第102条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円以下の過料を科する。</u> 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (特別土地保有税の減免) 第102条の3 略 (事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第115条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、<u>その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> 2・3 略 (事業所税に係る不申告に関する過料) 第127条 前条の規定により申告をすべき者が同条の規定によって申告すべき事項について正当な理由が<u>なくて</u>申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円以</u>	第96条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>3万円以下の過料を科する。</u> 2・3 略 (特別土地保有税の減免) 第102条の2 略 (事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第115条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、<u>その者を3万円以下の過料に処する。</u> 2・3 略 (事業所税に係る不申告に関する過料) 第127条 前条の規定により申告をすべき者が同条の規定によって申告すべき事項について正当な理由が<u>なく</u>申告をしなかった場合には、その者を<u>3万円以下の過料に処す</u>

改正後	改正前
下の過料を科する。 2・3 略 (都市計画税の納税義務者等) 第131条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 略 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。	る。 2・3 略 (都市計画税の納税義務者等) 第131条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 略 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合

改正後	改正前
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第6条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第6条第4項に規定する場合</u>において、第25条第1項の規定による申告書(その提出期限後	<u>(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</u> <u>(1) 第19条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第22条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> <u>(2) 第19条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第22条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> <u>(3) 前年中の所得について附則第14条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50</u> <u>(4) 前年中の所得について附則第16条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60</u> <u>(5) 前年中の所得について附則第14条の3第1項、附則第15条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第6条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該</u>

改正後	改正前
において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第6条第5項に規定する場合において、第25条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第16条から第19条まで、第21条から第22条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u>	<u>各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)</u>において、第25条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第16条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、<u>所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)</u>において、第25条第1項の規定による申告書に<u>その肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金</u>

改正後	改正前
3 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 略 2～4 略 5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 6～9 略 (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の	額に係る市民税の所得割の額は、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条から第 22 条の 2 まで、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項、附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。 (1) <u>租税特別措置法第 25 条第 2 項第 1 号に規定する売却価額に 100 分の 0.9 を乗じて計算した金額</u> (2) <u>租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条から第 22 条の 2 まで、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項、附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額</u> 3 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 略 2～4 略 5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 31 条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 6～9 略 (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の

改正後	改正前
課税の特例) 第14条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び<u>附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)・(4) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に	課税の特例) 第14条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u> (3)・(4) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に

改正後	改正前
定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び<u>附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22	定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)・(4) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22

改正後	改正前
条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び<u>附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び<u>附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民	条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)・(4) 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第

改正後	改正前
税の所得割の額」と、<u>第22条第1項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び<u>附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段	1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)・(4) 略 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用</u>については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則

改正後	改正前
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 16 条の 3 の 2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 21 条から第 22 条の 2 まで、第 22 条の 3 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 21 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第 22 条第 1 項前段、第 22 条の 2、第 22 条の 3 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u>	第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第 2 項及び附則第 5 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)・(4) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 16 条の 3 の 2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 21 条から第 22 条の 2 まで、第 22 条の 3 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項、<u>附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の規定の適用</u>については、第 21 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第 22 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第 22 条の 2、第 22 条の 3 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定に</u>

改正後	改正前
(3)・(4) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条の3の4 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	よる市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)・(4) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条の3の4 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定の適用</u>については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u>

改正後	改正前
(3)・(4) 略 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び<u>附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第22条の3第1項中「第16条第4項」とあるのは「<u>附則第16条の3の4第4項</u>」とする。	(3)・(4) 略 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4</u>の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段</u>、第22条の2、第22条の3第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、<u>同条第2項及び附則第5条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</u>、第22条の3第1項中「第16条第4項」とあるのは「<u>附則第16条の3の4第4項</u>」とする。
(3)・(4) 略 6 略 (宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(3)・(4) 略 6 略 (宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)

改正後	改正前
第17条 略 2～14 略 (読替規定) 15 法附則第15条第1項、<u>第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> 16 略 (<u>東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例</u>) 第23条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定に</u>	第17条 略 2～14 略 (読替規定) 15 法附則第15条第1項、<u>第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> 16 略

町田市市税条例新旧対照表

第 1 条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
<u>より読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。</u> (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第 24 条 略	(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第 23 条 略

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正

—部分は改正部分

改正後	改正前
附 則 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 略 2・3 略 4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての<u>町田市市税条例の一部を改正する条例(平成23年10月町田市条例 号)</u>による改正後の条例第22条の規定の適用については、<u>同条第1項第1号</u>中「<u>特定非営利活動に関する寄附金</u>」とあるのは、「<u>特定非営利活動に関する寄附金及び所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律(平成20年法律第36号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金</u>」とする。 5～7 略 8 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から<u>平成25年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき新条例附則第14条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額	附 則 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 略 2・3 略 4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての<u>新条例第22条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項第12号</u>中「<u>第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業</u>」とあるのは、「<u>第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律(平成20年法律第36号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第3項第3号に規定する事業</u>」とする。 5～7 略 8 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき新条例附則第14条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正

—部分は改正部分

改正後	改正前
は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。 9～14 略 15 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第16条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第16条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第16条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第16条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。	は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。 9～14 略 15 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第16条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第16条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第16条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第16条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表
第2条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
16～19 略 20 平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間内に新条例附則第 16 条の 3 の 4 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」と、「100 分の 3」とあるのは「100 分の 1.8」とする。	16～19 略 20 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの期間内に新条例附則第 16 条の 3 の 4 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」と、「100 分の 3」とあるのは「100 分の 1.8」とする。

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

第3条による改正

—部分は改正部分

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 附則第16条の2の3の改正規定及び次条第5項の規定 <u>平成27年1月1日</u> (4) 略 (市民税に関する経過措置) 第2条 略 2～4 略 5 新条例附則第16条の2の3の規定は、<u>平成27年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用する。 6 略	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 附則第16条の2の3の改正規定及び次条第5項の規定 <u>平成25年1月1日</u> (4) 略 (市民税に関する経過措置) 第2条 略 2～4 略 5 新条例附則第16条の2の3の規定は、<u>平成25年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用する。 6 略

町田市市税条例等の一部を改正する条例概要

平成23年9月(1)

改正事項	地方税制改正の概要		施行・適用期間	市税条例等条文
	現行	改正後		
第1 個人住民税				
1. 寄附金税額控除	寄附金税額控除について、寄附金のうち、 <u>5000円を超える金額に適用</u>	寄附金税額控除について、寄附金のうち、 <u>2000円を超える金額に適用</u>	平成24年1月1日施行	条例第22条 法第37条の2
2. 金融証券税制	(1) 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率(住民税3%)の適用期限について、<u>平成23年12月31日までとする。</u> (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当・譲渡所得の非課税措置を、<u>平成25年1月1日に施行する。</u>	(1) 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率(住民税3%)の適用期限を延長し、<u>平成25年12月31日までとする。</u> (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当・譲渡所得の非課税措置を、<u>平成27年1月1日に施行する。</u>	平成24年1月1日から施行	平成20年改正条例(第34号)附則第2条第4項 平成20年改正法附則第3条 平成22年改正条例(第15号)附則第1条第1項第3号 平成22年改正法附則第1条
3 住宅借入金特別税額控除の適用期間の特例		住宅借入金特別税額控除の適用を受けている住宅が、東日本大震災により滅失等をして、控除対象の残りの期間についても継続適用を可能とする。	平成24年1月1日から施行	条例附則第23条 法附則第45条

平成23年9月(2)

改正事項	地方税制改正の概要		施行・適用期間	市税条例等条文
	現行	改正後		
第2 市税の不申告に関する過料の上限の引き上げ等	市税に係る不申告等に関する過料について、 <u>3万円以下</u> を科す。	市税に係る不申告等に関する過料について、 <u>10万円以下</u> を科す。	公布の日から起算して2月を経過した日から施行	条例第14条、第27条、第41条の10、第53条、第63条、第74条、第96条、第115条、第127条
第3 その他関係条文の文言整理		<u>市たばこ税に係る不申告等に関する過料、特別土地保有税に係る不申告等に関する過料について10万円以下を科す。</u>		条例第86条の2、第102条の2